

政府間機関に関する情報 I B ¹	世界知的所有権機関 国際事務局 一般情報	附属書 B 2 I B ¹
政府間機関の名称	International Bureau of WIPO (WIPO国際事務局)	
所在地	34, chemin des Colombettes, Geneva, Switzerland	
郵便のあて名	P.O. Box 18, 1211 Geneva 20, Switzerland	
電話番号	(41-22) 338 91 11 (41-22) 338 92 22 (受理官庁のためのみ) (41-22) 338 83 38 (PCT情報サービス)	
ファクシミリ装置 ²	(41-22) 338 82 70 (41-22) 338 90 90	
オンラインサービス	e P C T 緊急用アップロードサービス (Contingency Upload Service) (ファックス送信の代用として, e P C Tが利用不可能な場合にPDF書類を提出)	
電子メール	pct.infoline@wipo.int (PCT情報サービス) pct.eservices@wipo.int (PCT eServices ヘルプデスク) ro.ib@wipo.int (受理官庁のためのみ)	
インターネット	www.wipo.int/pct/en/	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置 ²	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には, 送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には, 請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか?	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理する	

[次頁に続く]

- このコードは, 国際事務局が受理官庁として行動する場合に用いる (附属書C参照)。
(「WO」のコードはPCTに基づく国際公開に関して用いられる)
- 受理官庁を含む国際事務局宛のファックス送信に関するファックスサービスは, 例外的な状況に限定される。詳細については次を参照:
https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct_news_2019_11.pdf

I B	世界知的所有権機関国際事務局 (続き)	I B
受理官庁は電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかった遅滞を許容するか？ (PCT規則82の4.2(a))	許容する。高度な認証を伴う若しくは伴わないePCTシステム又は緊急用アップロードサービスがこの官庁の特定の業務日において連続する1時間以上不通となり、その電子通信手段が再開された日の翌業務日に関係する行為が遂行された場合、受理官庁としての国際事務局は、期間不遵守を許容する ³ 。	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
右の各国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 ⁴	PCT全締約国(附属書C(国際事務局)参照)	
特別の事情により国際事務局に支払うべき手数料 ⁵	通貨：スイス・フラン(CHF) 国際出願とともに国際公開を行うために国際調査報告又はPCT第17条(2)(a)の宣言をまだ利用することができない場合における出願人の請求に基づく早期の国際公開のための手数料(PCT規則48.4(a))： 優先権主張の追加又は補充の遅延請求に関する情報の公表(PCT規則26の2.2(e))又は拒否された訂正の請求の公表(PCT規則91.3(d))の手数料： 1枚を超える各用紙につき 国際出願の記録用写しの謄本(PCT規則94.1)の手数料： －認証謄本の場合 公開国際出願の証明付謄本： 優先権書類の写し手数料(PCT規則17.2(c)及び94.1)： －証明付謄本の場合： 出願人の請求に基づく包袋中の(記録用写し、国際公開された国際出願及び優先権証明書以外の)書類手数料(PCT規則94.1)： 1頁につき －証明付謄本の場合： 第三者の請求によって作成された、公開国際出願又は優先権書類に含まれる配列リストのCD-ROMによる写し 出願人の請求に基づく指定官庁への国際出願の写しの送付手数料(PCT規則31.1(b))： 航空便の追加料：	CHF 200 CHF 50 CHF 12 加算 CHF 35 CHF 50 CHF 35 CHF 35 CHF 50 CHF 5 CHF 2 加算 CHF 15 加算 CHF 35 送料加算 CHF 35 CHF 10

[次頁に続く]

3 受理官庁の関係する通告については、2020年7月16日付公示(PCT公報)155頁以降を参照。

4 出願人は、国家安全保障の規定が外国出願を許容している場合に限り国際事務局に出願することができる。この規定に従うことは出願人の責任であり、国際事務局により検査はされない。

5 手数料の支払の詳細は、WIPOウェブサイト www.wipo.int/pct/en/fees/special.html を参照。

I B

世界知的所有権機関国際事務局 (続き)

I B

補充調査手数料^{6, 7}

補充調査手数料
(PCT規則45の2.3) 附属書SISA(AT), (EP), (FI), (RU), (SE),
(SG), (TR), (UA), (XN), (XV) 参照

補充調査取扱手数料
(PCT規則45の2.2) CHF 200

後払手数料
(PCT規則45の2.4(c)) CHF 100

委任状の提出要件の放棄

国際事務局は、別個に委任状を提出する要件を放棄しているか? している⁸

別個に委任状が要求される特別の状況 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時、又は、その者が書類を提出した時

6 脚注4を参照。

7 補充調査請求書が補充調査のために指定された機関に送付される前に、国際出願が取り下げられ、若しくは取り下げられたものとみなす場合、又は、補充調査請求が取り下げられ、若しくは行われなかったものとみなす場合には、国際事務局はこの手数料を払い戻す(PCT規則45の2.3(d)参照)。

8 代理人又は共通の代表者が国際段階で取下げの通知を行う場合(PCT規則90の2.1から90の2.4; 国際段階の11.048項も参照)、委任状の提出要件の放棄は適用されない(PCT規則90.4(e)及び90.5(d))。